

平成24年9月26日判決言渡

口頭弁論終結日 平成24年6月27日

判 決

東京都中央区日本橋富沢町11-6 英守ビル

控 訴 人 特定非営利活動法人空援隊
同 代 表 者 理 事 小 西 理
同 倉 田 宇 山

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

被 控 訴 人 日 本 放 送 協 会
同 代 表 者 会 長 松 本 正 之
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 木 裕 康
同 手 島 康 子
同 吉 利 果 慧

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被控訴人の放送するNHK総合/デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯において、又は上記期間中に同番組の放送がない場合及び同番組が既に廃止されていた場合は上記期間内の土曜日午後9時53分～同10時20分の時間帯において、原判決別紙1記載の文章を2回繰り返して読み

上げる方法により、訂正放送をせよ。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被控訴人の放送するNHK総合/デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A t o Z」の放送時間帯、又は同番組が既に廃止されていた場合は上記期間内の土曜日午後9時53分～同10時20分の時間帯において、原判決別紙2記載の文章を2回繰り返して読み上げる方法により、謝罪放送をせよ。
- 4 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から1週間以内に、被控訴人のインターネット「NHKオンライン」内「追跡！A t o Z」の番組ホームページにおいて、又は同番組ホームページが既に廃止されていた場合は「NHKオンライン」のトップページにおいて、原判決別紙3の謝罪文を掲載し、2週間以上継続掲載せよ。

第2 事案の概要

- 1(1) 本件は、控訴人が、被控訴人がテレビジョンで全国放送をした「追跡！A t o Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者遺骨収集事業の闇～」と題するドキュメンタリー番組（以下「本件番組」という。）において、控訴人の名誉を毀損したとして、被控訴人に対し、民法709条、710条、723条、放送法（平成22年法律第65号により改正後のもの。以下同じ）9条1項に基づき、訂正放送等を求める事案である。
- (2) 原判決が控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が控訴し、上記第1のとおり判決を求めている。
- 2 争いのない事実等、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 当審における控訴人の主張
 - (1) 公益目的について

ア フィリピン戦戦没者の慰霊会副会長を務める亀井■（以下「亀井副会長」という。）は、控訴人に大量の遺骨を持ち帰らせないため、控訴人が行う海外未送還遺骨情報収集事業（以下「情報収集事業」という。）を妨害している者であるが、本件番組は、亀井副会長の意向を強く反映したものである。被控訴人は、情報収集事業の現場を一度も取材せず、また、控訴人に対しては本件番組が放送される直前に取材を行ったのみで、控訴人の話を正しく伝えていない。

イ このように、本件番組は、初めから控訴人をおとしめる目的で制作されたことが強く疑われ、公益目的があったとはいえない。

(2) 本件各摘示事実について

ア 本件摘示事実(a)について

(ア) 控訴人は、現地住民等の遺骨収集者に対し、厚生労働省の承認の下、労賃を支払っていたのであって、遺骨と引換えに1体当たり500ペソを支払っていたのではない。

(イ) 被控訴人は、24000ペソが、原判決別紙5「主張対照表」の「番号シーン名」欄の「02 アバタン村民男性①」、「05 アバタン村民男性②」に出てくる男性（■■■■■■■■■■）。以下「プゴン」という。）及びその仲間が受け取ったものであることや、プゴンの年収を確認していない。また、控訴人は、遺骨を、発見状況等を記載した宣誓供述書とともに受領しており、数だけ数えてとの表現は誤りである。

イ 本件摘示事実(b)について

(ア) 控訴人は、ワンワン村では遺骨収集を行っておらず、ワンワン村での遺骨の盗難について非難されるいわれがない。被控訴人の報道局報道番組センター社会番組部ディレクターの内山■（以下「内山ディレクター」という。）は、控訴人がワンワン村で遺骨収集を開始してい

ないことを知っていたから、本件摘示事実(b)に係る場面は、内山ディレクターのねつ造である。また、ワンワン村は、亀井副会長が深く関わっている村であるから、亀井副会長が同席の下で取材が行われたことを考慮すべきである。

- (イ) ワンワン村での話合いは、1日目が、被控訴人と村民との話合いに、控訴人が立ち会ったものであり、2日目が、亀井副会長と被控訴人との話合いに村民が同席したというものであるから、村民と控訴人との話合いが主目的ではなかった。また、控訴人は、数日前に村民から非難されることなく説明会を終えており、被控訴人が、村を訪れて、亀井副会長の意に従う村民と一緒に遺骨の盗難の話が必要以上に大きくしなければ、住民の不安も広がることはなかった。

ウ 本件摘示事実(c)について

- (ア) 宣誓供述書には、遺骨収集者、アバタン村長、弁護士が署名されているから、本件番組のうち、宣誓供述書を村長が一人で書いているというナレーションは真実ではない。
- (イ) また、アバタン村では、控訴人は862体しか遺骨を収集していないから、アバタン村で、2000体以上の遺骨が日本人の遺骨として提出されたとするナレーションは真実ではない。
- (ウ) アバタン村長は、遺骨の発見状況を確認しているから、遺骨の発見状況などを確認していない旨のナレーションは真実ではない。
- (エ) 情報収集事業の主体は日本政府であり、日本政府が、遺骨鑑定、焼骨式、日本への遺骨の持ち帰り等の主要部分を行っている。また、収集された遺骨が、旧日本兵のものと認められるかどうかの判断、証明、国外への持ち出し許可は、フィリピン政府から派遣された国立博物館学芸員（アーネスト・フィルム。以下「フィルム」という。）が行っている。そのため、情報収集事業において控訴人は責任を負う立場に

はない。

エ 本件摘示事実(d)について

フィルムは、DNA鑑定等科学的鑑定を行うのではなく、収集された遺骨の各部位を特定し、個体ごとに分けて最終的な遺骨個体数を査定するという個体数識別を行っている。その際、モンゴロイドとそれ以外や、老人、子供、女性の骨などの区別も行っている。日本人の遺骨であるかの判断は、宣誓供述書を元に、現地住民の証言や状況と合わせて、厚生労働省の職員が、現場で行っている。

オ 本件論評及び本件摘示事実(f)について

(ア) フィルムは、科学的鑑定は行っていないが、個体数識別は行っている。そのため、フィルムが行っている鑑定が、形ばかりの鑑定ということはない。

また、宣誓供述書は、フィリピン国内法に基づく正式な法律文書であり、弁護士立会いの下に作成されている。そのため、いい加減な宣誓供述書ということもない。したがって、ずさんな遺骨収集の実態というものもない。フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして、大量に送還されている事実もない。

(イ) フィリピンでは、未帰還戦没者の数が37万人と多く、控訴人が、遺骨の情報収集のため、現地に取材、調査の専門家のネットワークを構築して集積した情報により、控訴人が情報収集事業に関与する前に比べて、遺骨収集数が多くなっている。また、ミンドロ島の戦没者数は、昭和40年に日本遺族会が発行した書籍(乙7)によると、438名であるが、それが実数を示しているとはまではいえない。

このように、控訴人が、日本兵以外の遺骨が混じることを容認したため、遺骨収集数が増加したのではない。

(ウ) 厚生労働省社会・援護局作成の「フィリピンでの遺骨帰還事業に関

する検証報告書」（甲15、乙28。以下「本件報告書」という。）には、① 大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP。以下「NCIP」という。）や警察への調査などの現地調査結果から、フィリピンで発生した盗骨事件と控訴人の情報収集事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかったこと、② ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析（原判決12頁13行目から13頁1行目まで参照）は、一定の可能性を示すものであり、直ちに当該検体が日本人又はフィリピン人のものであることを完全に確定させるものではなく、データサンプル数が増えれば、解析結果が変わる可能性があること、ミトコンドリアDNAは母系遺伝するものであり、より正確な判別のためには、併せて父系遺伝であるY染色体DNAの解析も行うことが望ましいが、Y染色体はより抽出が困難であり、解析に相当程度の期間を要するとともに、死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨からは解析に必要なDNAの抽出をするのは困難であることの記載がある。

- (3) 控訴人も、放送法9条が、私法上の請求権の根拠とならないことは認める。しかし、司法の場において、放送した事項が「真実であるかどうか。」が正しく判断された後、放送法9条の訂正放送の義務の確認を求めることは、最高裁判決の趣旨に反するものではない。

また、被控訴人は、放送法上の義務（4条、81条）を履行していなかったから、本件報道についての管理、監督が十分に行っていなかったことになる。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に説示するとおりである

から、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 公益目的について

ア 亀井副会長は、フィリピンにおいて遺骨の盗難が起き、日本に送還された遺骨にフィリピン人の遺骨が含まれている可能性が高かったため、控訴人が情報収集事業を行うことに批判的な立場をとっている（甲24の1から24の3まで、25、31の1から31の4まで）が、控訴人が行った情報収集事業に起因して遺骨の盗難が起き、日本に送還された遺骨にフィリピン人の遺骨が含まれている可能性が高くなったという点において、少なくとも真実と信ずるについて相当な理由がある（原判決19頁15行目から22頁末行まで、後記(2)で説示するところと同じである。）上に、亀井副会長の言動が不正な目的に基づくものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠はない。

そして、被控訴人がワンワン村での取材を行った際の亀井副会長の発言は、上記立場に基づくものではあるが、それ自体が問題となり得る内容ではなく、本件報道の真実性に悪影響を与えたと認めることもできない（甲33の1、33の2）。

イ したがって、控訴人の亀井副会長の意向等についての主張は、本件番組の放送が、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったものと認められるとの原判決の判断を左右するものではない。

(2)ア(ア) 本件摘示事実(a)について

a 本件報告書には、控訴人が、遺骨を発見した場合に労賃として1日250ペソを払っていること（5頁）、発見者等が持参した遺骨を受領する際には、労賃として金銭の支払が行われていることがあること（6頁）が記載されている。これら各記載からすると、控訴

人は、労賃を、遺骨の発見又は持参の有無を問わず情報収集事業に従事したことの対価として支払っているのではなく、遺骨の発見又は持参の対価として支払っていることが認められる。

b また、プゴンは、48体の遺骨を持参し、控訴人から24000ペソを受け取ったと話しているから、被控訴人が、プゴンの話を聞いて、控訴人が遺骨1体当たり500ペソを支払っていると判断したとしても不合理ではない（プゴンは、被控訴人に対し、複数名で上記遺骨を収集した旨を話していない（甲2，28）から、被控訴人が、24000ペソを全てプゴンが取得したと判断しても、その判断は、不合理ではない。）。

c そして、被控訴人は、プゴンに対し、年収を確認していないが、調査の結果、24000ペソがアバタン村周辺の住民の平均年収の約半分に相当することを知り（原審における被控訴人の平成23年5月30日付け準備書面1の21頁、当審における被控訴人の答弁書5頁）、プゴンの年収が上記調査結果と大きく異なるという事情もうかがえないのであるから、上記調査結果に基づき、24000ペソがプゴンの年収の約半分に相当すると判断しても、その判断は、不合理ではない。

d 控訴人が、フィリピン人から遺骨を受け取る際、宣誓供述書の内容を検討するなど遺骨が日本人のものであることを確認していないことについては、本件摘示事実(c)について説示するとおりである。

(イ) 本件摘示事実(b)について

a ワンワン村の1日目の話合いは、ワンワン村で遺骨の盗難があったため亀井副会長及び控訴人から話を聞くというもので、ワンワン村の村民も、控訴人がワンワン村での遺骨収集を始める前であるが、遺骨の盗難に関与した可能性があると考えていたことが認められる

(甲33の1, 33の2)。

b ワンワン村の2日目の話合いは、ワンワン村の村民が、控訴人に対し、「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です。この問題を解決すべきだ。」と言ったところ、控訴人のスタッフが、「私たちが疑われているのは知っています。でも私たちだと決めつけないでください。」と応じており(乙1の4頁)、ワンワン村の村民が、控訴人を非難している状況が認められる。

c また、亀井副会長及び内山ディレクターが、上記2日間の話合いについての本件報道内容をねつ造したことを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 本件摘示事実(c)について

a 全ての宣誓供述書をアバタン村長が一人で書いているとのナレーションは、遺骨収集者の話だけを聞いて村長が大量の宣誓供述書を一人で書いているという趣旨であって、これは真実であると認められる(甲3, 乙1, 31)。

b アバタン村長は、2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したと話しており(乙1の6頁, 31の4頁)、また、控訴人の現地責任者は、平成21年及び平成22年に、ミンドロ島だけで数千の遺骨を収集したと話している(乙1の7頁)から、被控訴人が、アバタン村長の話を真実だと信じたとしても不合理ではない。

c アバタン村長が、「それは真の日本人の骨だ。もし私が宣誓供述書に書いているのなら。そのほかのことは知らない。」と話していること(甲3)からすれば、アバタン村長が遺骨の発見場所を確認したとはうかがえない(乙31の5頁も同旨である。)

d(a) 控訴人が情報収集事業を受託した当時の「第二次世界大戦中、フィリピンで死亡した日本兵の遺体収集に関する改定ガイドライ

ン」では、「人骨が第二次世界大戦中にフィリピンで死亡した日本兵であると国立博物館が認める証明書を発行するのは、唯一：国立博物館代理人と日本政府派遣団のメンバーもしくは代理人が、決められた場所にて一緒にその人骨を調査・審査し、国立博物館代理人と該当日本政府派遣団のメンバーもしくは代理人が、収容者・情報提供者の供述書を一緒に確認した後に限る。」と定められている（乙18の1，18の2）。

- (b) ところが、プゴンが遺骨を持参した際、国立博物館代理人と日本政府派遣団のメンバー又は代理人が、決められた場所において一緒にその遺骨を調査・審査し、収容者・情報提供者の供述書を一緒に確認したとは認め難い（甲2，28）。また、プゴンの宣誓供述書の内容は、「先祖から聞いた話がある。それは第二次世界大戦がちょうど終わった後のこと、彼らは、散在している骨を見つけ、それを集め大きな岩の下の穴に埋めた。私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない。」というものと推認できる（甲2）が、控訴人は、かかる内容の宣誓供述書から、プゴンが持参した遺骨48体を全て日本人の遺骨と判断して受け取っている（甲2）。したがって、控訴人は、上記ガイドラインに従わず、また、宣誓供述書の内容を十分に検討することなく、プゴンが持参した遺骨をすべて日本人の遺骨と判断したものと認められる。

そして、倉田理事も、宣誓供述書の存在だけで日本人の遺骨であるか否かを判断することもあり得るとしている（乙2の6頁，11頁）というのであるから、控訴人が、宣誓供述書に基づき、日本人であるか否かを判断しているという本件報道は、控訴人の遺骨収集の方法の一面を正しく報道しているものである。

e ところで、プゴンは、本件番組のナレーションでは、「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた。」と話していたことになっている（原判決別紙5「主張対照表」の「番号シーン名」欄の「02 アバタン村民男性①」）が、正確には、「私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない。」と話したとしている（甲2）。

プゴンは、イフガオ州フンドゥアン町アバタン村の居住者であり（甲2）、イフガオ州では、遺体を洞窟に保管することがある（乙17の10頁）のだから、洞窟の骨にフィリピン人の骨が混じっている可能性があることを知っていたと認められる。そうすると、「私の先祖は、フィリピン人の骨が混じっているかどうかは知らない。」との話の含意は、「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じっている可能性がある。」というものと解され（もっとも、「先祖から聞いた話がある。それは第二次世界大戦がちょうど終わった後のこと、彼らは、散在している骨を見付け、それを集め大きな岩の下の穴に埋めた。」という話は、当該骨が当然に日本人のものであることまで意味するものではない。）、この事実は、上記ナレーションと重要な部分において一致すると認められる。

(エ) 本件摘示事実(d)について

控訴人の現地責任者は、「最後に専門家が鑑定して証明するんだよ。遺留品なんかが出ればおれでも分かるけど専門家が死亡した年などきちんと調べているんだ。」と話していること（乙1の8頁）から、フィルムが、控訴人が言うところの科学的鑑定を行うことになっていると被控訴人が理解したとしても不合理なものではない。

(オ) 本件評論及び本件摘示事実(f)について

a 控訴人は、平成18年度から、厚生労働省に情報を提供したり、

遺骨帰還事業に同行したりし、フィリピンでの遺骨帰還事業に関わってきたが、平成21年5月11日から情報収集事業を受託した。フィリピンからの遺骨帰還数は、平成18年度45柱、平成19年度161柱、平成20年度1230柱であったところ、平成21年度には7740柱、平成22年度には6289柱となった（本件報告書1頁）。

控訴人が情報収集事業を受託してから、このように帰還遺骨数が増加したことにつき、倉田理事は、山下將軍の財宝を探す者を月給で雇うなどしたためとしている（乙2の1頁）。

b) ところで、乙7号証には、ミンドロ島の日本軍の戦死者が438名と記載されており、甲12号証には、アメリカ軍が、第二次世界大戦中、ミンドロ島において、敵706名を殺害したと記載されている。しかし、フィリピン遺骨収集応急派遣団は、控訴人から、ミンドロ島で収集した遺骨として、平成21年5月17日から同月23日までに399柱、平成21年8月16日から同月21日までに308柱、平成21年11月15日から同月26日までに659柱、平成21年6月20日から同年7月9日までに282柱を受領しており（本件報告書別紙）、その数は、乙7号証、甲12号証の記載に照らして、極めて多いといわざるを得ず、かかる状況は、不可解といわざるを得ない。

c(a) なるほど、本件報告書には、① NCIPや警察への調査などの現地調査結果から、フィリピンで発生した盗骨事件と控訴人の情報収集事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかった（乙10）、② ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析（原判決12頁13行目から13頁1行目まで参照）は、一定の可能性を示すものであり、直ちに当該検体が日本人又はフィリ

ピン人のものであることを完全に確定させるものではなく、データサンプル数が増えれば、解析結果が変わる可能性があること、ミトコンドリアDNAは母系遺伝するものであり、より正確な判別のためには、併せて父系遺伝であるY染色体DNAの解析も行うことが望ましいが、Y染色体はより抽出が困難であり、解析に相当程度の期間を要するとともに、死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨からは解析に必要なDNAの抽出をすることは困難であるとの記載がある。

- (b) しかしながら、本件報告書には、① NCIPの説明によると、ミンドロ島の盗骨事件については、10人98体の被害届が提出されているが、盗骨を依頼したとされる者が逃亡しているため、事件の背後関係は不明であり、NCIPは犯人の供述書等も作成していない、② 警察の説明によると、ネグロス島の盗骨事件については、盗骨を依頼したとされる者が逃亡しているため、事件の背後関係は不明であり、また、既に盗難に遭った遺骨は墓地に戻され、その他の被害届は提出されていない、③ NCIPの説明によると、イフガオ州では、NCIPに盗骨の被害届は提出されておらず、同州ワンワン村の村長の説明によると、盗骨被害は4、5体である、④ NCIPの説明によると、イフガオ州では、NCIPに盗骨の被害届は提出されておらず、同州アバタン村の村長の説明によると、アバタン村ではこれまでに盗骨の被害はない、との記載があり（7頁、8頁）、遺骨の盗難が存在することは、本件報告書も認めるところである。

また、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析に係る記載は、その記載自体からして（前記(a)）、控訴人が収集した遺骨に日本人の遺骨である蓋然性が低い遺骨が含まれていること

(12頁13行目から13頁1行目まで)を完全に否定するものではない。

d(a) また、オリエンタルミンドロ州法務局長が、平成22年9月24日付けの文化財局長及び駐フィリピン日本国大使に宛てた書面(乙8, 22の1, 22の2)には、① オリエンタルミンドロ州のマンガン族の埋葬地、特にマンサライとブララカオの埋葬地で大規模な遺骨の盗難が発生している、② 数人のマンガン族の者が、平成22年7月、マンサライとブララカオの埋葬地から遺骨を盗もうとして逮捕されたが、捜査の過程で、1袋の遺骨(約6人分の遺骨に相当する。)を6000ペソで購入する日本人がいるとされている、③ 控訴人が日本兵の遺骨を収集する事業を行っているが、日本兵の遺骨の収集は既に営利目的になってしまっており、現在収集されている遺骨はもはや日本人のものではない、④ 金銭的な報酬があるために、一部の貧しい無学な先住民の人々が、自分たちの先祖、家族、同じ部族の仲間の遺骨を盗むために利用されているとの記載がある。

そして、オリエンタルミンドロ州法務官である弁護士が、平成22年11月11日付けNCIP担当官に宛てた書面(乙9)には、① 日本の一部の団体が遺骨を盗取しているという問題が、オリエンタルミンドロ州の先住民の知るところとなった、② 平成22年9月15日、オリエンタルミンドロ州のブララカオサービスセンターでハヌオの人々との話合いが行われ、彼らの埋葬地から大量の遺骨が盗まれていることが明らかになった、③ 日本兵の遺骨の収集が既に営利目的になってしまっており、現在収集されている遺骨は日本人のものではない、④ 金銭的な報酬があるために、一部の貧しい識字率の低い先住民のコミュニティが、自分た

ちの先祖の遺骨を盗むために利用されているとの記載がある。

これらのことから、フィリピンでの日本人の遺骨の情報収集事業を受託した控訴人（平成21年度及び平成22年度、フィリピンで情報収集活動を行っていた者が控訴人だけであることは、控訴理由書6頁記載のとおりである。）が、遺骨1体について労賃名下で金員を支払うことによって、遺骨の盗難が引き起こされたと被控訴人が判断したとしてもその判断自体が不合理なものとはいえない。

- (b) ところで、控訴人は、違法な日本人、アメリカ人又は朝鮮人のグループが、旧日本兵の遺骨を探しているとする（当審の控訴人の平成24年6月11日付け第2準備書面13頁）が、厚生労働省が、かかるグループから旧日本兵の遺骨を受け取っていることを認めるに足りる証拠はないから、上記グループが、フィリピンにおける遺骨の盗難に関与しているとは認められない。

イ 以上のことに加え、原判決の説示（原判決19頁15行目から22頁24行目まで）を併せ考えると、① 本件摘示事実(a)から本件摘示事実(d)まで、及び本件摘示事実(f)について、その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当な理由があり、② 本件論評について、その内容において、いずれも意見ないし論評としての域を逸脱したものでなく、その前提となる事実について、その重要な部分につき真実であると信じたことに相当な理由があるものと認められ、本件番組による名誉毀損については、少なくとも故意・過失が否定される。

- (3) 放送法9条1項が私法上の請求権の根拠とはならないことは原判決が説示するとおりである（原判決23頁1行目から10行目まで）から、放送法に係る控訴人の主張（第2の3(3)）は、主張自体失当である。

第4 結論

よって、控訴人の請求を全て棄却した原判決は相当であって、控訴人の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 鈴木 健 太

裁判官 栗 原 洋 三

裁判官 中 村 さ と み